

広島県ハンセン病療養所等退所者助成金支給要領

(目的)

第1条 この要領は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定する国立ハンセン病療養所等（以下「療養所等」という。）を退所した後広島県内に住所を有する者で退所者給与金を受給しているもの（以下「退所者」という。）に対し、予算の範囲内において、介護費及び住宅費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、もって退所者の社会復帰を支援することを目的とする。

(助成金の種類)

第2条 県は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他法令等の規定により介護に関する給付を受けた退所者に対し、介護費の助成金を支給する。

2 県は、退所者に対し、住宅費の助成金を支給する。

(助成金の額)

第3条 前条第1項の介護費の助成金の額は、退所者が支払った介護費の額とする。ただし、月額10万円を上限とする。

2 前条第2項の住宅費の助成金の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）に規定する住居手当における額に相当する額とする。

(介護費の助成金の請求)

第4条 介護費の助成金を請求しようとする退所者は、介護費助成金請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該介護費を支払った日の翌日から起算して1年以内に、知事に提出しなければならない。ただし、当該請求書の提出前に他の助成金の請求又は申請に関し既に県に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

(1) 在所証明書（様式第2号）

(2) 領収書、サービス提供明細書、サービス利用票その他介護費の支払を証する書面

(3) その他必要と認める書類

(介護費の助成金の支給)

第5条 知事は、前条の請求書を受領した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、介護費の助成を決定し、申請者に当該助成金を支給するものとする。

2 退所者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護費の助成金は、支給しない。

(1) 前条の期間内に介護費の助成金の請求をしなかったとき。

(2) 故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷若しくは疾病又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせたとき。

(3) その他知事が介護費の助成金の支給を不相当と認めるとき。

(住宅費の助成金の申請)

第6条 住宅費の助成金を受けようとする退所者は、住宅費助成金申請書（様式第3号）に次に掲げる

書類を添えて、住宅費の助成金を受けようとする日の属する月の前月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該申請書の提出前に他の助成金の請求又は申請に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

- (1) 在所証明書（様式第2号）
- (2) 住宅賃貸借契約書の写し
- (3) その他必要と認める書類

（住宅費の助成の決定）

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、申請者が第2条第2項の要件を満たすと認めたときは、その者に支給すべき住宅費の助成金の月額を決定し、速やかに、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条の申請書を受理した場合において、助成しない旨の決定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（住宅費の助成金の支給）

第8条 住宅費の助成金は、毎月1月分ずつ支給する。

（住宅費の助成金の変更承認）

第9条 第7条の規定により住宅費の助成金の支給決定を受けた者（以下「住宅費助成受給者」という。）は、家賃が変更になったときは、直ちに、家賃変更承認申請書（様式第4号）に家賃の額の変更を証する書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（住宅費の助成に係る確認）

第10条 知事は、6月毎に、住宅費助成受給者の第6条の申請に係る事実を確認するものとする。

（住宅費の助成に係る変更の届出等）

第11条 住宅費助成受給者は、住所を変更したときは、速やかに、住宅費助成変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する届出書を受理したとき及び住宅費助成受給者が死亡したときは、住宅費の助成金の支給の決定を取り消すものとする。

（介護費の助成金の返還命令等）

第12条 知事は、第5条第1項の規定により介護費の助成金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した介護費の助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれらによって助成金の交付を受けたとき。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

介護費助成金請求書

年 月 日

広島県知事 様

介護費の助成金の支給を請求します。

申請者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	電 話 番 号			
	最終入所療養所			
介護の状況	利用介護機関名			
	利 用 年 月			
	利用サービス			
	要 介 護 度			
口座振替先	普通	銀行	支店	
	当座	金庫	金庫	
	別段	組合	出張所	
	口座番号		口座名義人	ふりがな

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に他の助成金の請求又は申請に関し既に提出されている書類については、添付を省略することができる。
- (1) 在所証明書（様式第2号）
 - (2) 領収書、健康保険の療養費支給決定通知書、サービス提供明細書、サービス利用票その他介護費等の支払を証する書面
 - (3) その他必要と認める書類

様式第2号（第4条，第6条関係）

在所証明書

年 月 日

広島県知事 様

療養所長 印

次の者が，次の期間当療養所に在所していたことを証明します。

1 氏名（生年月日）

2 在所期間 年 月 日 ～ 年 月 日

住宅費助成金請求書

年 月 日

広島県知事 様

住宅費の助成金の支給を申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	電 話 番 号			
	最終入所療養所			
住宅の状況	所 在 地			
	入 居 年 月 日	年	月	日
	月 額 家 賃	円		
	同 居 者	氏名	続柄	生年月日
		氏名	続柄	生年月日
氏名		続柄	生年月日	
口座振替先	普通	銀行	支店	
	当座	金庫	金庫	
	別段	組合	出張所	
	口座番号		口座名義人	ふりがな

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に他の助成金の請求又は申請に関し既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

- (1) 在所証明書（様式第2号）
- (2) 住宅賃貸借契約書の写し
- (3) その他必要と認める書類

家賃変更承認申請書

年 月 日

広島県知事 様

氏名
届出者 住所
電話

年 月 日付け 第 号で決定を受けた住宅費の助成について、家賃が次のとおり変更になりましたので届け出ます。

1 家賃の額

(変更前) 月額 円

(変更後) 月額 円

2 変更の時期

年 月分の家賃から

注 家賃の変更を証する書面を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

住宅費助成変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

氏名
届出者 住所
電話

年 月 日付け第 号で決定を受けた住宅費の助成について、次のとおり変更になりましたので届け出ます。

1 変更の内容
(変更前)

(変更後)

2 変更の理由